

耐振電球の電気用品安全法上の取り扱いについて

平成 20 年 10 月 15 日

日本電球工業会

1. 平成 20 年 7 月 17 日、下記 URL 掲載の「耐振電球に関する電気用品安全法の解釈—対象・非対象関係」について (別紙 1 参照 (PDF))

<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/kaishaku/index.htm>

このたび、耐振電球の対象・非対象の解釈に関し、「対象」という解釈が示されました。ただ、今回は一般ユーザーからの「小売店やホームセンターで、一般家庭の照明用として販売される定格 200V 以下、消費電力 200W 以下、口金 E26 の耐振電球は、電気用品安全法の対象になるのか？」という問合せに関して解釈が示されたもので、耐振電球の全品種に対する解釈ではありませんので注意が必要です。

今回の解釈の対象になっていない定格電圧 200V～300V の耐振電球、及び船舶用などの特殊用途の耐振電球などについては、政令によって判断し、それに準拠する必要があります。定格電圧 200V～300V の耐振電球に関しては後述する 3 項を参照下さい。

2. 耐振電球が電気用品安全法の対象と解釈された理由について

耐振電球は、元来、JIS F 8407:1976(船用電球)から派生したもので、振動や衝撃の多い工事現場、造船所、船舶、車両等で使用されることを目的に設計・製造され、一般照明用電球とは異なった製造・販売ルートで扱われていた関係で、いままで電気用品安全法の対象としては取り扱われていませんでした。しかしながら、近年の販売形態の変化によって、今回のようにホームセンターなどで販売されるケースが見受けられ、一般家庭用の照明用として使用されることが想定されるため、今回のような解釈となったものです。

3. 平成 20 年 10 月 14 日、下記 URL 掲載の「耐振電球に関する電気用品安全法の解釈—電気用品安全法に関する質問について」について (別紙 2 参照(PDF))

<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/kaishaku/index.htm>

(社)日本電球工業会では、上記 1.の解釈の対象になっていなかった定格電圧 200V～300V の耐振電球に関して対象・非対象を明確にするために、経済産業省に問合わせを実施しました。この解釈はその問合わせに対する回答で、「対象」との解釈が示されました。

4. 電気用品安全法の対象となる耐振電球の範囲について

以上のような電気用品安全法の解釈及び政令から、(社)日本電球工業会は、経済産業省・商務情報政策局・製品安全課のご指導も頂き、耐振電球全般に関して、電気用品安全法の対象とすべき品種を次の通り明確に致しました。

耐振電球の製造事業者・輸入/販売事業者におかれましては、対象品種について PSE マークの付与など必要な処置を速やかにとられま
すようお願いいたします。

電気用品安全法の対象となる耐振電球の範囲

1. 定格電圧 100V～300V
2. 消費電力 200W 以下
3. 次の (1) から (3) をすべて満足する耐振電球を対象とする。

口金 E26

ただし、船舶用・車両用など、一般家庭用の照明として使用される虞のないものは対象外とする。

商品名等 (電気用品名等)	耐振電球 (耐振球)
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>○用途、機能、性能 本製品は、耐振構造、非防滴構造の電球であり、一般家庭の照明用として販売される。</p> <p>○構造、仕様、意匠 口 金：E26 定 格：200V以下、消費電力200W以下各種</p> <p>○主な使用者、販売先 一般消費者、小売店、ホームセンター</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>特定電気用品以外の電気用品中、光源及び光源応用機械器具の「白熱電球」として取り扱う。</p> <p>(理由) 本製品は、JIS C 7501 (2000) に規定する「一般用照明電球」に類する電球に該当するものであることから、「白熱電球」として取り扱うことが妥当と判断する。</p>	

項 目	耐振電球について
1 内容	<p>平成20年7月17日付けで、耐振電球（耐振球）について解釈が示されたが、定格電圧が200Vを超え300V以下の耐振電球が電気用品安全法の対象となるか。</p>
2 回答	<p>当該製品は、電気用品安全法施行令別表第二 九（8）白熱電球に該当するものであり、定格電圧が100V以上300V以下のものについては、電気用品安全法の対象になります。</p>